

様式第二（第二条関係）

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年 5月14日

内閣総理大臣 殿

神奈川県
神奈川県知事 松沢 成文

横浜市
横浜市長 中田 宏

平成15年5月23日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

「京浜臨海部再生特区」において認められた規制の特例措置のうち、
外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）
特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）
について、適用の対象機関として「横浜市立大学鶴見キャンパス」を追加します。

2 変更事項の内容

別紙新旧対照表のとおり

新旧対照表

構造改革特別区域計画

当初申請書 7 「構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」	
変更前	変更後
<p>京浜臨海部を国際競争力のある産業拠点として再生するための、当面の政策目標である約70haの低未利用地が有効活用された場合の経済波及効果を試算すると、10年間で</p> <p>総投資額：約1,560億円（土地300億円・建物1,260億円）</p> <p>建設投資による生産誘発効果：約1,760億円（誘発倍率1.4）</p> <p>直接雇用創出効果：約3,700人</p> <p>が期待される他、税の増収効果、研究開発や技術革新の促進による知的財産権の累積、消費創出効果、雇用創出効果なども期待できます。</p> <p>なお、今回申請する特定事業の実施主体となる理化学研究所横浜研究所では、現在、海外の多数の研究機関等との間で人事交流協定等（参考資料5）を締結し、31名の外国人研究者を受入れています。特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」（501、502、503）及び「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」（504）の実施により、より一層の外国人研究者の受入れ（当研究所では、特定事業の実施により現在の3倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいます。）や、在留期間の延長による長期的な研究開発の促進、研究開発の成果を活かした事業活動などの展開が見込まれます。また、特定事業「特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業」（505）の実施により、永住希望のある外国人研究者が早期に永住権を取得することによっても、研究開発の成果を活かした事業活動の促進が見込まれます。</p> <p>ゲノム・バイオ市場は、政府の「バイオテクノロジー戦略大綱」によれば、2010年には25兆円規模に達するものと予測され、ナノテクノロジー関連の市場規模は、（社）日本経済団体連合会の「ナノテクが創る未来社会-n-Plan21」によれば、2010年には約27兆円に達するものと試算されることから、特例措置の適用によって優れた研究開発の推進と産業集積の加速が実現することで、京浜臨海部に相当な経済的効果が得られると想定されます。</p>	<p>京浜臨海部を国際競争力のある産業拠点として再生するための、当面の政策目標である約70haの低未利用地が有効活用された場合の経済波及効果を試算すると、10年間で</p> <p>総投資額：約1,560億円（土地300億円・建物1,260億円）</p> <p>建設投資による生産誘発効果：約1,760億円（誘発倍率1.4）</p> <p>直接雇用創出効果：約3,700人</p> <p>が期待される他、税の増収効果、研究開発や技術革新の促進による知的財産権の累積、消費創出効果、雇用創出効果なども期待できます。</p> <p>なお、特定事業の実施主体となる理化学研究所横浜研究所では、現在、海外の多数の研究機関等との間で人事交流協定等（参考資料5）を締結し、31名の外国人研究者を受入れています。</p> <p><u>また、横浜市立大学鶴見キャンパスでも海外の研究機関等との間で人事交流協定を締結し、10名の外国人研究者を受入れています。</u></p> <p>特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」（501、502、503）及び「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」（504）の実施により、より一層の外国人研究者の受入れ（理化学研究所では、特定事業の実施により現在の3倍程度、<u>横浜市立大学鶴見キャンパスでは現在の2倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいます。</u>）や、在留期間の延長による長期的な研究開発の促進、研究開発の成果を活かした事業活動などの展開が見込まれます。また、特定事業「特定事業に係る外国人の永住許可弾力化事業」（505）の実施により、永住希望のある外国人研究者が早期に永住権を取得することによっても、研究開発の成果を活かした事業活動の促進が見込まれます。</p> <p>ゲノム・バイオ市場は、政府の「バイオテクノロジー戦略大綱」によれば、2010年には25兆円規模に達するものと予測され、ナノテクノロジー関連の市場規模は、（社）日本経済団体連合会の「ナノテクが創る未来社会-n-Plan21」によれば、2010年には約27兆円に達するものと試算されることから、特例措置の適用によって優れた研究開発の推進と産業集積の加速が実現することで、京浜臨海部に相当な経済的効果が得られると想定されます。</p>

新旧対照表

特定事業の名称 501、501、503 外国人研修者受入れ促進事業

当初申請書 別紙の2「当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」	
変更前	変更後
<p>以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所 ・施設：理化学研究所横浜研究所 ・分野：生物・生命科学 	<p>以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者</p> <p>(1) <u>理化学研究所横浜研究所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所 ・施設：理化学研究所横浜研究所 ・分野：生物・生命科学 <p>(2) <u>横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：横浜市立大学（横浜市金沢区瀬戸2-2-2） ・施設：横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」 ・分野：生物・生命科学

当初申請書 別紙の4「特定事業の内容」	
変更前	変更後
<p>(1) 事業に関する主体</p> <p>名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所（中核となる機関） ・施設：理化学研究所横浜研究所（中核となる施設） <p>住所 横浜市鶴見区末広町1丁目7番22号</p> <p>概要 理化学研究所横浜研究所はゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫・アレルギー科学総合研究センターの4センターにより構成されている。 平成12年秋から、横浜市鶴見区に完成した施設において、ゲノム科学総合研究センターが研究を開始し、平成14年5月からは植物科学研究センター、遺伝子多型研究センターも同キャンパスにて研究を開始している。免疫・アレルギー研究センターについても、施設の拡充に合わせて同キャンパスに研究活動を開始していく計画である。 たんぱく質の立方構造解析において、全世界で1万件の解析が行われているが、このうちアメリカで5千件、日本で3千件の解析が行われている。日本で行われている3千件の解析のうち、理化学研究所で2500件の解析が行われている。</p>	<p>< <u>理化学研究所横浜研究所</u> ></p> <p>(1) 事業に関する主体</p> <p>名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所（中核となる機関） ・施設：理化学研究所横浜研究所（中核となる施設） <p>住所 横浜市鶴見区末広町1丁目7番22号</p> <p>概要 理化学研究所横浜研究所はゲノム科学技術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫・アレルギー科学総合研究センターの4センターにより構成されている。 平成12年秋から、横浜市鶴見区に完成した施設において、ゲノム科学総合研究センターが研究を開始し、平成14年5月からは植物科学研究センター、遺伝子多型研究センターが開設、平成16年4月からは免疫・アレルギー研究センターも同キャンパスにて研究を開始している。</p> <p>たんぱく質の立方構造解析において、全世界で1万件の解析が行われているが、このうちアメリカで5千件、日本で3千件の解析が行われている。日本で行われている3千件の解析（タンパク3000プロジェクト）のうち、理化学研究</p>

新旧対照表

また、理化学研究所は、ゲノム解析における11番、18番、21番の染色体の配列決定に主体的な役割を果たしている。

このように、理化学研究所は、日本におけるゲノム・バイオの分野で突出した研究開発の実績、能力を有する機関であり、本計画においても、中核的な機関として位置付けるものである。

(2) 事業が行われる区域

京浜臨海部

(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について

研究内容	国名	人数
ゲノム科学	中国	6
	スイス	1
	ロシア	2
	イギリス	1
	韓国	1
	カナダ	1
	タイ	1
	スロヴェニア	1
	インド	1
植物科学	チェコ	1
免疫アレルギー	中国	4
	ルーマニア	1
	韓国	1
遺伝子多型	中国	2
計		24

(4) 事業の実現により実現される行為等

優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進を図る。

また、特区内では、リーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点が立地しており、研究開発の成果を活かした事業活動を行うための環境が整っていることから、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現される。

(5) 5年間の在留期間を要する理由

既に、理化学研究所横浜研究所では、上記(3)のとおり、外国人研究者を活用した研究開発が進められている。ゲノム科学等の研究は、植物による実証研究など、長期間を要するものが多く、一連の研究として実施できる研究環境を確保するためにも、現在、在留中の外国人研究者に対して、在留期間の延長を図る必要があり、5年間の在留期間を必要とする。

所で2500件の解析が行われている。また、理化学研究所は、ゲノム解析における11番、18番、21番の染色体の配列決定に主体的な役割を果たしている。

このように、理化学研究所は、日本におけるゲノム・バイオの分野で突出した研究開発の実績、能力を有する機関であり、本計画においても、中核的な機関として位置付けるものである。

(2) 事業が行われる区域

京浜臨海部

(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について

研究内容	国名	人数
ゲノム科学	中国	6
	スイス	1
	ロシア	2
	イギリス	1
	韓国	1
	カナダ	1
	タイ	1
	スロヴェニア	1
	インド	1
植物科学	チェコ	1
免疫アレルギー	中国	4
	ルーマニア	1
	韓国	1
遺伝子多型	中国	2
計		24

(4) 事業の実現により実現される行為等

優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進を図る。

また、特区内では、リーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点が立地しており、研究開発の成果を活かした事業活動を行うための環境が整っていることから、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現される。

(5) 5年間の在留期間を要する理由

既に、理化学研究所横浜研究所では、上記(3)のとおり、外国人研究者を活用した研究開発が進められている。ゲノム科学等の研究は、植物による実証研究など、長期間を要するものが多く、一連の研究として実施できる研究環境を確保するためにも、現在、在留中の外国人研究者に対して、在留期間の延長を図る必要があり、5年間の在留期間を必要とする。

<横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」>

(1) 事業に關与する主体

名称

・機関: 横浜市立大学

(横浜市金沢区瀬戸2-2-2)

(中核となる機関)

新旧対照表

	<p>・施設：横浜市立大学鶴見キャンパス 「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」 (中核となる施設)</p> <p>住所 横浜市鶴見区末広町1丁目7番29号</p> <p>概要 横浜市立大学鶴見キャンパスは、生命科学分野における研究が極めて急速に進展している中で、基礎研究と技術開発の総合化・一体化に対応しうる人材の育成が必要かつ急務となっていることから、平成13年4月、生命現象に関わるタンパク質やDNAなどの構造や機能とそれらの相互作用の解明に特化した「生体超分子システム科学専攻」を大学院総合理学研究科の中に設置するとともに、京浜臨海部研究開発拠点(横浜市鶴見区末広町)に新たに施設整備を行い、開設した。</p> <p>鶴見キャンパスにおいては、隣接する理化学研究所と連携大学院を構築し、基礎研究と技術開発との距離を近づけた実践的かつ最先端の教育・研究指導を行っているとともに、理化学研究所をはじめ国内外から多くの生命科学研究者やバイオ関連の特許や経営分析に関わる技術専門家を招き、共同研究や研究協力を進めるほか、地域結集型共同研究やタンパク3000プロジェクトなど、様々な企業、研究機関等と連携した研究活動を推進している。</p> <p>(2) 事業が行われる区域 京浜臨海部</p> <p>(3) 在留期間の延長を希望している外国人研究者について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研究内容</th> <th>国名</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測科学部門</td> <td>韓国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>創製科学部門</td> <td>韓国</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>情報科学部門</td> <td>韓国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設計科学部門</td> <td>イギリス</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>バングラデシュ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 事業の実現により実現される行為等 優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進を図る。 また、特区内では、リーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点が立地しており、研究開発の成果を活かした事業活動を行うための環境が整っていることから、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現される。</p> <p>(5) 5年間の在留期間を要する理由 既に横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院</p>	研究内容	国名	人数	計測科学部門	韓国	1	創製科学部門	韓国	2	情報科学部門	韓国	1	設計科学部門	イギリス	3	韓国	1	中国	1	バングラデシュ	1	計		10
研究内容	国名	人数																							
計測科学部門	韓国	1																							
創製科学部門	韓国	2																							
情報科学部門	韓国	1																							
設計科学部門	イギリス	3																							
	韓国	1																							
	中国	1																							
	バングラデシュ	1																							
計		10																							

新旧対照表

	<p>総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」(以下「横浜市立大学鶴見キャンパス」)においても、上記(3)のとおり、本学専任の教員をはじめ多くの外国人研究者を活用した教育・研究活動が進められている。タンパク質やDNAの構造や機能などの解明研究には長期間を要するものが多く、一連の継続性のある研究活動が可能となる環境を確保するためにも、現在、在留中の外国人研究者に対して、在留期間の延長を図る必要がある。</p>
--	--

当初申請書 別紙の5「当該規制の特例措置の内容」	
変更前	変更後
<p>バイオ、ゲノム等の先端的な研究開発を行うためには、国内はもとより海外の優秀な研究者や技術専門家などを招致することが重要であることから、外国人研究者等の受入れを促進するための規制の特例が必要である。中核となる機関である理化学研究所横浜研究所では、現在、多数の国の機関から31名の外国人研究者を受入れている。理化学研究所横浜研究所では、特定事業「外国人研究者受入れ促進事業(501,502,503)の実施により、現在の3倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいる。</p> <p>外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等の促進は、横浜市及び神奈川県が進めている地元企業や公設試験研究機関等との共同研究をより一層充実させることにつながることから、関連産業の集積並びに発展に大きく貢献することが期待できる。</p>	<p>バイオ、ゲノム等の先端的な研究開発を行うためには、国内はもとより海外の優秀な研究者や技術専門家などを招致することが重要であることから、外国人研究者等の受入れを促進するための規制の特例が必要である。中核となる機関である理化学研究所横浜研究所では、現在、多数の国の機関から31名の外国人研究者を受入れている。理化学研究所横浜研究所では、特定事業「外国人研究者受入れ促進事業(501,502,503)の実施により、現在の3倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいる。</p> <p>また、横浜市立大学鶴見キャンパスでは、<u>現在、10名の外国人研究者が在籍し、研究活動を行っており、特定事業「外国人研究者受入れ促進事業」(501,502,503)の実施により、現在の2倍程度の外国人研究者の受入れを見込んでいる。</u></p> <p>外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等の促進は、横浜市及び神奈川県が進めている地元企業や公設試験研究機関等との共同研究をより一層充実させることにつながることから、関連産業の集積並びに発展に大きく貢献することが期待できる。</p>

新旧対照表

特定事業の名称 504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

当初申請書 別紙の2「当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」

変更前	変更後
<p>以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所 ・施設：理化学研究所横浜研究所 ・分野：生物・生命科学 	<p>以下の機関及び施設において、研究開発及び研究開発の成果を活かした事業活動を行う者</p> <p>(1) <u>理化学研究所横浜研究所</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：理化学研究所横浜研究所 ・施設：理化学研究所横浜研究所 ・分野：生物・生命科学 <p>(2) <u>横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻」</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関：横浜市立大学（横浜市金沢区瀬戸2-2-2） ・施設：横浜市立大学鶴見キャンパス「大学院総合理学研究科生体超分子システム科学専攻 平成17年4月名称変更予定」 ・分野：生物・生命科学